

平成 26 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第3号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定につ いて	9

議案第1号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成26年1月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の  
整理をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2</b> 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の理由となった障害であつて教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<b>第5条第11項</b>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2</b> 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の理由となった障害であつて教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<b>第5条第12項</b>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 議案第 2 号

八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成26年 1 月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

### 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。



## 八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

八戸市社会教育委員に関する条例（昭和29年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項中「八戸市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者のうちから八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

八戸市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(委員の基準)</u></p> <p><b>第2条</b> 委員は、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者のうちから八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>(定数)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(任期及び解任)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 教育委員会は、委員の任期中においても特別の事由があるときは、その委嘱を解くことができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>	<p>(定数)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>(任期及び解任)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 八戸市教育委員会は、委員の任期中においても特別の事由があるときは、その委嘱を解くことができる。</p> <p><u>(教育委員会への委任)</u></p> <p><b>第4条</b> (略)</p>

議案第 3 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のと  
おり市長に申し入れるものとする。

平成26年 1 月29日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会を設置するためのものである。

## 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会）

第10条 史跡是川石器時代遺跡の適切な保存管理の推進を図るため、八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の委員」を「埋蔵文化財センター是川縄文館運営協議会の委員  
史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会の委員」に改める。

○八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会)            第10条 史跡是川石器時代遺跡の適切な保存管理の推進を図るため、八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。            2 委員会は、史跡是川石器時代遺跡保存管理計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。            3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、教育委員会が定める。            (委任)            第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(委任)            第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>